

株式会社観光まちづくり工房 定款

平成 年 月 日 作成

定 約

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社観光まちづくり工房と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 観光商品の企画、造成及び販売
2. 観光に関する情報収集、提供サービス及びコンサルティング
3. 地域活性化計画の立案、策定及びコンサルティング
4. 商業、商店街活性化の立案、策定及びコンサルティング
5. 上記1から4に関する人材育成、教育、研修、セミナー企画及び運営
6. 上記1から4に関する施設・店舗の企画、開発、運営及びコンサルティング
7. 商品及びサービスの企画、開発、制作及びコンサルティング
8. Webサイト・出版印刷物の編集企画、運営及び制作
9. マーケティング、プランニング及びデザインに関する業務
10. 飲食店の経営、企画及びコンサルティング
11. 観光に関する商品及びサービスの輸出入
12. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 割算のほか、休止又は豆類水エ貯留日にて催行するに依る。基準日を定め定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第三章 株主総会

招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつて行う。
- ③ 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の 2 以上に当たる多数をもつて行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があつた場合において、その事項につき議決権行使することができるのであるすべての株主が、書面によつてその提案に同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又はその親族を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 当会社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

② 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 権限又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けたる財産上の利益は、株主総会の決議によつて定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び剰余任期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式預託者に対して行う。
② 剰余金の配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金150万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(発起人の氏名及び住所等)

第29条 当会社の発起人の氏名又は各称及び住所、設立に際して割当を受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

大阪市中央区難波一丁目7番2号
株式会社せのや

大阪市中央区難波一丁目7番2号
野 松 育 郎

大阪府堺市南区若松台一丁3番3-207号
星 乃 勝

(定款に定めのない事項)
第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社觀光まちづくり工房 を設立するため、発起人らの定款作成代理人である司 法書士 金田恭典 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 年 月 日

発 起 人 株式会社せのや
代表取締役 福岡武志

野 松 育 郎

星 乃 勝

上記発起人らの定款作成代理人 司法書士 金田恭典